

# 高岡市立千鳥丘小学校いじめ防止基本方針

2022年4月

高岡市立千鳥丘小学校

## 目次

1	いじめの防止等のための基本的な方向性	1
(1)	基本理念	1
(2)	いじめの定義	1
(3)	いじめ防止基本方針策定の目的	2
2	いじめの防止等の対策	3
(1)	未然防止	3
(2)	早期発見	3
(3)	早期対応	3
(4)	再発防止	4
	いじめ事案対応フローチャートモデル(組織対応の流れ)	5
3	重大事態への対処	6
(1)	重大事態の定義	6
(2)	重大事態の発生と調査	6
(3)	調査結果の提供及び報告	6
(4)	重大事態への対応と再発防止	6
4	いじめ対策委員会の構成員	6
5	評価と改善	6

## Ⅸ いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止等のための基本的な方向性

#### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域住民、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉え、いじめの防止等の主体的な取組を積極的に行うことが大切である。

#### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### ※ 具体的ないじめの態様の例（国の基本方針より）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれた、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめが「解消している」状態（いじめ防止等のための基本的な方針より）とは、

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

**(3) いじめ防止基本方針策定の目的**

高岡市立千鳥丘小学校は、学校や家庭、地域住民、教育委員会等が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するため、「高岡市立千鳥丘小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめの防止等の対策

### (1) 未然防止

いじめは、どの子供にも起こり得る。学校だけでなく、子供が活動するあらゆる場で起こり得るという意識をもち、子供の尊厳が守られ、子供をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

子供たちの自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないうようにするための主体的な取組を支援し、子供一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

#### ① 児童理解と環境づくり

- ・ 生活アンケートを行う。(2回)
- ・ 面接旬間を設ける。(6月、11月)
- ・ 「いじめ対策委員会」を開き、情報交換を行う。
- ・ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- ・ 規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指す。

#### ② 自尊感情と他を思いやる豊かな心の育成

- ・ 道徳の授業で、他を思いやる資料を取り扱う。
- ・ 「いのちの授業」や外部講師による講演等を行い、「いのちの教育」の推進を図る。

#### ③ 児童が主体となる取組

- ・ 児童会で「いじめ防止集会」を行い、いじめの防止を呼びかける。
- ・ ボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育む。

### (2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

#### ① 日常的な観察

- ・ 日常的に児童の様子を観察し、児童の話に耳を傾ける。

#### ② アンケート調査

- ・ 学期ごとに生活アンケートを実施する。

#### ③ 教育相談

- ・ 定期的に面接旬間を設ける。
- ・ 児童の観察等から必要と判断される場合は、速やかに面接を行う。

### (3) 早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合には、いじめ事案対応フローチャートに基づき、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保する。

#### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・ いじめを発見し、または通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担をして、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、事実確認を行う。

#### ② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ いじめられた児童の心のケアを十分に行う。
- ・ いじめられた児童の保護者へ、事実を報告し必要な支援を行う。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、継続して支援を行う。

#### ③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめた児童が、自分が行ったことを厳粛に受け止め理解し、再びいじめをすることがないように適切に指導する。
- ・ いじめた児童の保護者へ事実を報告し、いじめられた児童やその保護者への謝罪について、いじめた児童の保護者と連携して適切に対応する。
- ・ いじめた児童への指導について、その保護者と連携して適切に対応する。
- ・ いじめた児童が再びいじめを行わないよう、指導を継続的に行う。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを助長するような言動をした児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせる。
- ・ いじめを見ていた児童に対しては、いじめの行為を止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込みについては、当該児童に指導するとともに、その保護者に連絡し、直ちに削除させる。

⑥ 警察等関係機関との連携

- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、高岡市教育委員会及び高岡警察署等に相談し、連携した対応をとる。

(4) 再発防止

いじめの当事者の関係修復が図られた後も、当該の集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう取り組む。また、いじめられる児童が変わって、違ういじめが発生するのを防ぐ。

① 児童の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・ 児童への言葉がけを定期的に行うなど、児童の変化を定期的を確認し、必要に応じて支援策を修正する。

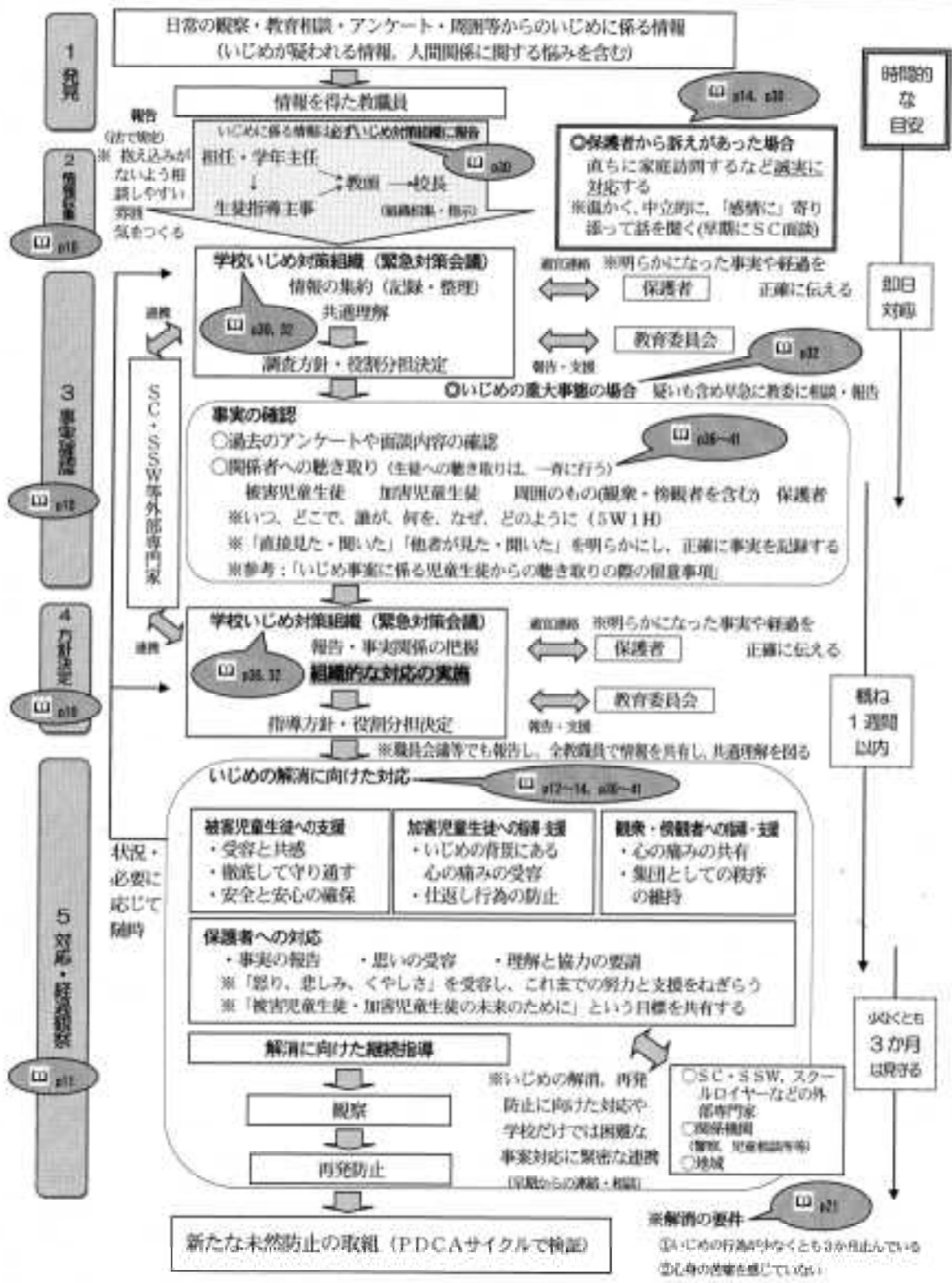
② 再発防止の取組

- ・ いじめの事案について検証し、心理や福祉の専門家及び関係機関等の意見を聞くなどして、違う児童による同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

# いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）

富山県教育委員会（令和3年2月6日改訂）

注1 は、改訂版「いじめ対応ハンドブック」（令和3年1月発行）の該当ページ





### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の定義（国の基本方針より）

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 年間30日を目安とし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合（ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。）

#### (2) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態が発生した場合、高岡市教育委員会に事態発生について速やかに報告する。
- ② 高岡市教育委員会の支援と指導・助言を基に、当該事案に対処する組織を設置し、公平性・中立性を確保しながら調査を行う。
- ③ 調査では、いじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなど、事実関係を明確にする。

#### (3) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ② 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

- ③ 学校に関わる調査結果は、教育委員会に報告する。

#### (4) 重大事態への対応と再発防止

- ① いじめを受けた児童やその保護者に対して、心のケアを行うとともに、状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行う。
- ② いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、必要な指導、助言を行うとともに、状況に応じて警察署や児童相談所等とも連携して対処する。
- ③ 調査結果を検証し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じる。

#### 4 いじめ対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他関係教職員

#### 5 評価と改善

- (1) 学校評価やいじめ問題への取組チェックポイント（学校用）等を活用し、学校の取組について評価を行い、見直しや改善を図る。
- (2) 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。